

労働資代表ノ會見アリ爭議團側ヨリ休業手当五千円争
 議費用八百円ノ要求ヲ爲シタルニ對シ工場側ニ於テハ
 総括的ニ二千五百円ヲ支給スヘク主張遂ニ妥協ヲ見ス
 本日更ニ大同電氣株式會社本社ニ於テ會見交渉ヲ継続
 スルコト、爲レリ
 在又申(通)報候也

多	3. 5. 10
4	501

大日本自動車株式會社廿年議団案件

李潤堂

又14

昭和三年五月

東部

No.

10

9

8

7

6

5

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25